

湘南鎌倉医療大学大学院学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、湘南鎌倉医療大学学則（以下「本学学則」という。）第5条の2第2項の規定により、湘南鎌倉医療大学大学院（以下「本学大学院」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本学大学院は、大学の理念・目的を基盤としてさらに深く、幅広く医療職として必要な自己研鑽を続け、医療分野の実践・研究・教育の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第3条 本学大学院は、その教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の実施体制並びに方法について、必要な事項は別に定める。

3 本学大学院の教育研究活動等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表するものとする。

(情報の公表)

第4条 本学大学院は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知することが可能な方法によって積極的に情報を公表するものとする。

2 前項の情報公開に関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第5条 本学大学院は、授業の内容及び教授方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を行う。

第2章 組織等

(研究科、専攻、課程)

第6条 本学大学院に、看護学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

- 2 研究科に看護学専攻を置く。
- 3 研究科の課程は、博士課程とする。
- 4 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

（課程の目的）

第7条 博士前期課程は、研究的視点を持った実践者としての能力をさらに進化させ、看護専門職として地域や他職種連携において保健医療の発展に貢献できる能力を養うことを目的とする。

第8条 博士後期課程は、幅広い視野と深い学識をもって自立して研究する能力を有し、看護の質の改善・向上のためにリーダーシップをとる能力を養うことを目的とする。

（学生定員）

第9条 学生定員は、博士前期課程においては、入学定員6人、収容定員12人とし、博士後期課程においては、入学定員3人、収容定員9人とする。

（教員）

第10条 本学大学院に、教育研究上必要な教員を置くものとする。

（研究科長）

第11条 研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、当該研究科に関する校務をつかさどる。

（研究科委員会）

第12条 本学大学院に、看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

- 2 研究科委員会に関する必要な事項は、別に定める。

（事務）

第13条 本学大学院に関する事務は、湘南鎌倉医療大学（以下「本学」という。）の事務組織がこれに当たる。

第3章 学年、学期、休業日及び修業年限等

（学年、学期及び休業日）

第14条 本学大学院の学年、学期及び休業日は、本学学則の規定を準用する。

(修業年限及び在学年限)

第 15 条 博士前期課程の標準修業年限は 2 年とする。ただし、在学年数は 4 年を限度とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は 3 年とする。ただし、在学年数は 6 年を限度とする。

(長期履修生)

第 16 条 学生が職業を有している等の事情により、前条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する者を、長期履修生としてこれを認めることがある。

2 長期履修生の標準修業年限は、博士前期課程で 3 年、博士後期課程で 4 年とする。ただし、在学年数は前条に規定する在学年数を限度とする。

3 その他長期履修生について必要な事項は、別に定める。

第 4 章 入学

(入学の時期)

第 17 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることがある。

(入学資格)

第 18 条 博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者

(6) 外国の大学等において、修業年限が 3 年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号)

(9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院に

において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

(6) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（入学の出願）

第19条 本学大学院に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、学長に願出しなければならない。

（合格者の決定）

第20条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行い、合格者を決定する。

（入学手続）

第21条 合格者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料等（授業料並びに施設設備費をいう。以下同じ。）を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（転入学及び再入学）

第22条 他大学の大学院に在学する者又は大学院を退学した者で、本学大学院へ入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

第5章 教育課程等

（教育課程）

第23条 本学大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、

体系的に教育課程を編成する。

(教育方法)

第 24 条 本学大学院の教育は、授業科目の講義、演習、実習及び研究指導によって行うものとする。

(授業科目)

第 25 条 研究科における授業科目、単位数は、別に定める。

(単位計算方法等)

第 26 条 履修単位の計算方法、試験、成績評価については、別に定める。

(研究指導)

第 27 条 本学大学院においては、入学時に学生ごとに研究指導担当の教員（以下「指導教員」という。）を定める。

2 学生は、履修する授業科目の選択及び研究に当たり、指導教員の指導を受けなければならない。

(学部開設科目の履修)

第 28 条 指導教員が必要と認めた場合は、博士前期課程の学生に学部の開設科目を履修させることができる。ただし、当該科目の修得単位は博士前期課程の所要修得単位としない。

(履修科目届)

第 29 条 学生は各学期始めに履修する科目を選定し、所要の期間内に研究科長に届け出るものとする。

(他大学院における研究指導)

第 30 条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、学生に他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）において研究指導の一部を受けさせることができる。ただし、博士前期課程の学生の当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 31 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生に他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により他の大学院において履修した授業科目の修得単位については、学長は 15 単位を限度として本学大学院における授業科目の履修により修得した単位として

認めることができる。

3 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第 32 条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、15 単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、前条第 1 項から第 3 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第 33 条 学長は、本学大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第 6 章 課程修了及び学位

(単位修得の認定)

第 34 条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により指導教員が行うものとし、学長が決定する。ただし、急病、その他の正当な事由があつて、試験に欠席した学生に対して追試験を行うことができる。

(課程修了の認定)

第 35 条 博士前期課程修了の認定を受けようとする者は、当該課程に 2 年以上在学し、所定の科目について 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出して、その審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程修了の認定を受けようとする者は、当該課程に 3 年以上在学し、所定の科目について 20 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 2 年以上在学すれば足りるものとする。

(学位)

第 36 条 博士前期課程を修了した者には、修士（看護学）の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者には、博士（看護学）の学位を授与する。

第 7 章 休学、復学、転学、退学、留学、再入学及び除籍

(休学、復学、転学、退学及び留学)

第 37 条 本学大学院の休学、復学、転学、退学、留学及び再入学については、本学学則の規定を準用する。

2 ただし、休学の期間は、博士前期課程では通算して 2 年、博士後期課程では通算して 3 年を超えることができない。また、休学した期間は、在学期間に算入しない。

(除籍)

第 38 条 次の各号の一に該当する者は、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、これを除籍する。

- (1) 授業料等の納付を怠り、催促してもなお納入しない者
- (2) 第 15 条に規定する在学期間を超えた者
- (3) 休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 病気その他の理由により、修学の見込みがないと認められる者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者
- (6) 死亡した者

第 8 章 授業料等

(入学金、授業料等の種類)

第 39 条 入学検定料、入学金及び授業料等については、別表のとおりとする。

(授業料等の納付)

第 40 条 授業料等は、年額を当該年度の 4 月 30 日までに納付しなければならない。

2 前項にかかわらず、学生から申出があったときは、年額の二分の一ずつを次の 2 期に分けての納付を許可することができる。

[区 分]	[納 期]
前期（4 月から 9 月まで）	4 月 30 日
後期（10 月から翌年 3 月まで）	10 月 31 日

(休学、復学、転学、停学、退学、留学及び除籍の者の授業料等)

第 41 条 休学、復学、転学、停学、退学及び除籍の者の授業料等は、本学学則の規定を準用する。

第 9 章 科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 42 条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、授業に支障のない限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第 43 条 本学大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、授業及び研究に支障のない限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生及び外国人留学生)

第 44 条 聴講生及び外国人留学生の取扱い等については、本学学則の規定を準用する。

第 10 章 賞罰

(表彰等)

第 45 条 本学大学院における学生の表彰及び罰則については、本学学則の規定を準用する。

第 11 章 学則の準用及び改正等

(学則等の準用)

第 46 条 この学則に定めるもののほか、本学大学院における教育研究に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(学則の改正)

第 47 条 この学則を改正しようとするときは、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この学則は、令和 年 月 日から施行する。

別表 入学検定料、入学金及び授業料等 (第 39 条関係)

種 類	金 額
入学検定料	30,000
入学金	300,000
授業料	700,000
施設設備費	100,000

湘南鎌倉医療大学大学院看護学研究科委員会規程

(設置)

第1条 この規程は、湘南鎌倉医療大学大学院学則第12条第2項に基づき、看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 研究科委員会は、看護学研究科（以下「研究科」という。）担当の専任の教授をもって組織する。ただし、研究科委員会が必要と認めたときは、専任の准教授を委員に加えることができる。

(招集及び議長)

第2条 研究科長は研究科委員会を招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故あるとき、または欠けたときは、研究科長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

3 研究科委員会は原則として月1回招集する。ただし、研究科長が必要と認めたとき、又は構成員の3分の1以上の請求があったときは、研究科長は研究科委員会を招集しなければならない。

(議事)

第3条 研究科委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって開会する。

2 研究科委員会開催日において、出張、研修、休職、停職及びその他の事由により勤務を離れる者は、前項の構成員には含まれないものとする。

3 研究科委員会の議事は、特に定めるもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第4条 研究科委員会は、学長が次の事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関すること
- (2) 学位の授与に関すること
- (3) 教育課程の編成に関すること
- (4) 大学院担当教員の教育研究業績審査に関すること
- (5) 学生の在籍に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

(構成員以外の出席)

第5条 研究科委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(研究科運営委員会)

第6条 研究科委員会に、研究科の運営を円滑に行うため研究科運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置くことができる。

2 研究科委員会が、運営委員会に委ねた事項については、運営委員会の議決をもって研究科委員会の議決とすることができる。

3 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(庶務)

第7条 研究科委員会の庶務は、本学事務局教務部とする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。